

第2次三重県男女共同参画
基本計画
(最終案)

平成22年12月

三重県

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
I 計画策定の趣旨	1
II 計画の基本的な視点	3
III これまでの取組と現状	5
IV 計画の体系	10
V 計画の重点事項	11
第2章 施策の方向	12
I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	12
II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	16
III 働く場における男女共同参画の推進	20
III-I 雇用等の分野における男女共同参画の推進	20
III-II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	24
IV 家庭・地域における男女共同参画の推進	27
V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組	30
V-I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援	30
V-II 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	33
第3章 計画の推進	37
(参考) 用語の説明	40

第1章 計画の基本的な考え方

I 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

少子高齢化、国際化、高度情報化などの社会経済情勢の変化に対応し、豊かで活力ある社会を実現するためには、男女の人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要な課題であるとして、国において、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。県においても、2000年（平成12年）に「三重県男女共同参画推進条例」を制定し、2002年（平成14年）には「三重県男女共同参画基本計画」（2007年（平成19年）一部改訂）（以下「第1次三重県男女共同参画基本計画」という。）を策定して、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

しかし、2007年（平成19年）3月の第1次三重県男女共同参画基本計画の改訂後、雇用情勢の悪化や少子高齢化の一層の進展、人口の減少傾向が顕著となるなど、社会経済情勢に変化がみられます。また、社会全体について男女が平等と感じる人の割合は増えつつあるものの、その増え方は緩やかであり、未だ男女の性別による差別や固定的な役割分担意識、それらに基づく制度、慣行などが根強く存在し、働く場での男女の格差もみられます。

こうした状況から、男女共同参画推進の必要性は一層高まっており、社会経済情勢の変化に対応しつつ、県が県民、事業者、市町等の多様な主体との連携・協働により男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、着実に男女共同参画社会の実現をはかるため、その指針となる基本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 「三重県男女共同参画推進条例」に基づく計画です。

（条例第8条）

知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定する。

(2) 「男女共同参画社会基本法」に基づく都道府県に策定が義務づけられた計画です。

（法第14条）

都道府県は、（国の）男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならない。

(3) この計画は、県の各種計画との整合をはかっています。また、「人権が尊重される三重をつくる条例」(1997年(平成9年)公布・施行)に基づく「三重県人権施策基本方針(第一次改定)」(2006年(平成18年))と相互に連携しながら機能する計画です。

(4) この計画は、三重県の男女共同参画社会実現に向けた施策の基本的な指針ですが、「三重県男女共同参画推進条例」に定める責務等に基づく市町からの県の施策実施に対する協力、および県民、事業者等のこの計画に掲げる方向に沿った主体的、積極的な取組が不可欠であるため、県はこの計画の推進にあたって、県民、事業者、市町等に連携・協働を働きかけます。

3 計画の目標

この計画は男女共同参画社会の実現をめざします。

「三重県男女共同参画推進条例」では、男女共同参画を次のように定義し、その実現のため基本目標を設定しています。

(条例第2条)

この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

(条例第3条)

男女共同参画社会を実現するため、次の基本目標を設定する。

- 一 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること。
- 二 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること。
- 三 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- 四 男女が家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる環境を整備すること。

4 計画の期間

2011年度(平成23年度)から2020年度(平成32年度)までとします。ただし、社会経済情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

II 計画の基本的な視点

1. 私たちがめざす社会

「三重県男女共同参画推進条例」の前文では、私たちがめざす社会について次のように述べられています。

「21世紀を迎え、私たちが目指す社会は、すべての人々の人権が保障され、一人ひとりが、性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができる社会であり、それぞれに多様な生き方が認められる社会である。そして、その社会は、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会である。」

男女共同参画社会は、人権の尊重と男女の平等を前提としています。

また、社会経済情勢の変化に対応しつつ、誰もが将来に希望を持ち、自分らしくいきいき暮らせる豊かで活力ある三重を築いていくためには、男女共同参画社会の実現が不可欠であるとの認識に立っています。

三重県では、不当な差別をなくし、人権が尊重される社会の実現をはかるため、1997年（平成9年）に「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、それに基づき「三重県人権施策基本方針」を策定して、取組を進めています。

この基本計画は、これらの人権条例および基本方針と整合をはかり、相乗的に機能させながら、男女共同参画社会をめざします。

2. 社会制度・システムの普及促進

男女共同参画の推進は、社会のさまざまな分野における男女の参画をめざしますが、同時に家庭・地域・職場における生活を一層充実させることもめざしています。

これからの社会は、これまでの経済活動中心の生き方を見直し、男女が共に家庭、地域の一員としての責任を果たしながら、職業生活や余暇活動などとバランスのとれた生活を築いていくことができる社会でなければなりません。そしてそのためには、個人やそれぞれの家族の選択を尊重しながら、地域での支え合いや社会環境の整備を推進するとともに、国等が見直しを進める雇用や社会保障などのさまざまな制度・社会システムを、男女共同参画を推進するために、特に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が促進されるよう普及していくことが必要です。

3. 総合行政としての取組

男女共同参画社会の実現のためには、健康、福祉、教育、文化、雇用、産業、地域づくり、防災（災害復興を含む。以下同じ。）、環境、観光など社会のあらゆる分野にわたる取組が必要です。

このため、県のあらゆる分野における政策・方針の決定や実施にあたっては、男女共同参画の視点を反映させるよう努めるとともに、男女共同参画社会の実現に向け、関係部門の連携により、総合的に取組を行います。

また、県が率先して、ポジティブ・アクション（注1）などに取り組んでいきます。

4 県民、事業者、市町等との協働

男女共同参画社会を実現するためには、県民や事業者の役割が重要です。家庭、地域、職場等において、それぞれの立場で、積極的な取組が行われることを期待します。特に、事業者においては、雇用面における男女間格差の解消や次世代育成支援に向けた取組を進めることが期待されます。

また、三重県は、南北に細長く、それぞれの地域に特性があり、人口構成や産業構造も多様です。地域の特性に応じた施策が実施されるためには、住民に最も身近な市町の積極的な取組が必要です。

県は、県民やNPO（注2）、各種団体、事業者、教育・研究機関、市町等の主体的な活動を尊重しながら、必要な支援を行うとともに、これら多様な主体と連携して男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

Ⅲ これまでの取組と現状

1 男女共同参画に向けた内外の動き

(世界の動き)

- 国連の提唱により1975年(昭和50年)が「国際婦人年」とされ、メキシコシティで開催された第1回世界女性会議で「世界行動計画」が採択されました。そして、翌年からの10年間を「国連婦人の10年」として、女性の人権の擁護と男女平等のための国際的な行動が本格的に始まりました。
- 1979年(昭和54年)、国連総会で、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)が採択されました。
- 1995年(平成7年)、北京で開催された第4回世界女性会議で「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されるなど、2000年(平成12年)に向けて、女性の地位向上のための取組が行われました。
- 2000年(平成12年)、ニューヨークで開催された国連特別総会「女性2000年会議」では、これまでの進捗状況を検討・評価するとともに一層の行動を求める「政治宣言」「成果文書」が採択されました。
- 2005年(平成17年)、「第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)」が開催され、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されました。
- 2010年(平成22年)、「第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)」が開催され、「北京宣言」および女性2000年会議の「成果文書」の再確認などが行われました。

(国内の動き)

- 我が国では、戦後の改革の中で婦人参政権が実現し、1946年(昭和21年)に制定された日本国憲法では、個人の尊厳と法の下での平等がうたわれ、法制上の男女平等が明記されました。
- 1975年(昭和50年)、国際婦人年からの国連を中心とした動きをふまえて、婦人問題企画推進本部が設置され、1977年(昭和52年)には国内行動計画を策定、女性の地位向上に関する総合的な取組が始まりました。
そして、国籍法の改正や雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保をはかることを目的とする男女雇用機会均等法の制定(1986年(昭和61年)4月施行)など国内法の整備が行われ、1985年(昭和60年)、女子差別

撤廃条約が批准されました。さらに、1987年（昭和62年）に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、1996年（平成8年）には、「男女共同参画社会の形成の促進に関する国内行動計画－男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

- 1999年（平成11年）6月、「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）が制定・公布されました。基本法では、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけるとともに、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進をはかっていくことが重要であるとされ、国、地方公共団体、国民の責務が定められています。

そして、2000年（平成12年）12月、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向け、新たな一歩を踏み出しました。

- 1992年（平成4年）4月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が、2001年（平成13年）10月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が、また、2003年（平成15年）7月には「次世代育成支援対策推進法」が、それぞれ施行されました。

- 国内外のさまざまな状況の変化を考慮し、2005年（平成17年）12月に「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

2 三重県的主要な取組と現状

三重県でも男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取組を行ってきています。

（「第1次三重県男女共同参画基本計画」策定まで）

- 1979年（昭和54年）、国の内外の動きを受け、県内初の行動計画である「三重県婦人対策の方向」を策定しました。

以後、1987年（昭和62年）に「みえの第2次行動計画－アイリスプラン」、1995年（平成7年）に第3次行動計画にあたる「みえの男女共同参画推進プラン－アイリス21」を策定、また、その前年には、三重県女性センター（現在は三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」）を開館するなど、男女共同参画に向けた取組を進めてきました。

- そして、2000年（平成12年）10月には、一人ひとりの県民がその個性と能力を十分に発揮できる社会づくりに向けて、「三重県男女共同参画推進条例」を制定・公布し、2001年（平成13年）1月1日から施行しました。2002

年（平成14年）3月には「三重県男女共同参画基本計画」（計画期間：2002年度～2010年度）（2007年（平成19年）3月に一部改訂）を策定し、施策を総合的かつ計画的に推進する体制を整備しました。

（「第1次三重県男女共同参画基本計画」策定以降）

- 2004年（平成16年）に策定した三重県総合計画「県民しあわせプラン」において、男女共同参画社会の実現を重要な施策の一つとして位置づけ総合的な取組を進めてきました。

- 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進のため、2004年（平成16年）に「男女共同参画の視点で進める三重県審議会等への委員選任基本要綱」（2007年（平成19年）8月に「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に改正）を定め、男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満とならない審議会等の数を増やしていく取組を行うとともに、地域において男女共同参画を推進する人材の育成等を進めました。
県の審議会等における女性委員の割合は、2001年（平成13年）の26.9%から2010年（平成22年）には32.4%になり、市町（村）の審議会等における女性委員の割合も、2001年（平成13年）の16.0%から2010年（平成22年）には22.5%になり、審議会等の委員への女性の登用が進みました。
しかし、自治会長や企業の管理職の女性の割合が低いなど、全般的には、政策・方針決定過程への男女共同参画は不十分な状況です。

- 市町（村）に対し、男女共同参画の推進について首長に働きかけたり、必要な助言や情報提供を行いました。
2010年（平成22年）12月現在、男女共同参画推進のための条例は、11市1町において制定され、基本計画については、14市6町で策定されており、市町における取組が進んできています。

- 就業をはじめとする女性の社会参画を支援する拠点施設である「みえチャレンジプラザ」を、2007年（平成19年）6月に四日市市内に開設し、キャリアカウンセラーによる相談、情報提供など、一人ひとりの必要に応じた支援に努めました。

- 男女共同参画の意識の普及については、三重県男女共同参画センター「フレンドみえ」を中心にさまざまなセミナーの実施や広報誌の発行等の啓発事業を行いました。また、市町においても、さまざまな啓発事業を行い、男女共同参画意識の普及に努めました。
「男は仕事、女は家庭」という考え方について、2000年（平成12年）に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活実態調査」では、同感する人の割合は48.4%、同感しない人の割合は46.4%でしたが、2009年（平成

21年)に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」(以下「男女共同参画に関する県民意識と生活実態調査」および「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」を「男女共同参画県民意識調査」という。)では、同感する人の割合が43.8%、同感しない人の割合が49.0%と、同感する人が減り、同感しない人が増えて、同感しない人の方が多くなりました。

しかし、同感する人が未だ4割以上おり、固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。特に、男性は約5割の人が同感しています。

- 働く場や家庭・地域における男女共同参画の推進については、「男女がいきいきと働いている企業」の表彰を実施し、受賞企業の取組を広報したり、農家において家族経営協定(注3)の締結を推進するなどして、企業や自営業における男女共同参画の推進に努めるとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についてのセミナーの開催等を行いました。

男女共同参画県民意識調査によると、自分が働いているところについて「女性と男性は平等だと思う」と答えた人の割合は、2004年(平成16年)の46.9%から2009年(平成21年)には58.4%に増えています。しかし、女性の働きやすさに関して、約半数の女性が「現在の女性は働きやすい状況にあるとは思わない」と答えています(2009年(平成21年)男女共同参画県民意識調査)。

また、家事・子育て・介護の多くを女性が担っている現状があります。

- 心身の健康支援と性別に基づく暴力等については、県民一人ひとりの健康づくりを支援するため、三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき普及啓発や環境の整備などを推進するとともに、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」を策定し、配偶者からの暴力防止および被害者の保護・支援のため総合的な対策に取り組みました。

ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)(注4)の被害者の約半数が「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答しており(2009年(平成21年)男女共同参画県民意識調査)、被害が潜在化していることがうかがえます。

また、若年者層における交際相手からの暴力(いわゆる「デートDV」)等の被害状況も明らかになってきています。

- 施策を進めるにあたっては、県の男女共同参画に関する施策の進捗状況についての「三重県男女共同参画審議会」による評価をふまえつつ、庁内の推進組織である「三重県男女共同参画推進会議」を活用し、総合的かつ計画的に施策を進めてきました。

- 男女共同参画県民意識調査によると、「社会全体について男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は、2009年(平成21年)の調査で58.8%と

なっており、2000年（平成12年）の68.0%から減少していますが、未だ約6割の人が「男性の方が優遇されている」と感じています。また、「社会全体について男女の地位が平等である」と答えた人の割合は、2000年（平成12年）の調査の12.7%から2009年（平成21年）の調査では16.4%と増えてはいますが、「男女の地位が平等」と感じている人は未だ少ない状況です。

- 以上のように、県や市町の施策の実施等による進展もみられますが、男女共同参画社会の実現に関しては、未だ不十分な状況です。

「三重県男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、効果的な取組を、総合的かつ計画的に推進していくことが求められています。

IV 計画の体系

目標	基本施策	施策の方向
男女共同参画社会の実現	I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 県の審議会等委員への女性登用 2 県における女性職員等の登用 3 市町への働きかけ 4 事業者等への働きかけ 5 地域における男女共同参画への取組支援 6 ポジティブ・アクションの普及と女性の社会参画への支援
	II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画について県民の理解を深めるための広報・啓発の充実 2 学校等における男女共同参画教育の推進 3 生涯を通じた学習機会の充実 4 事業者等に対する広報・啓発の充実 5 メディアへの対応 6 国際的な動きへの対応と活動支援
	III 働く場における男女共同参画の推進	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> III 雇用等の分野における男女共同参画の推進 </div> <div style="flex-grow: 1;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 雇用の場における男女共同参画意識の普及 2 男女の均等な機会と待遇の確保の推進 3 男女共同参画の視点に立った能力開発および能力発揮に対する支援 4 雇用環境の整備や再就職への支援 5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及と働き方の見直しの促進 </div> </div>
	III 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 方針決定の場への男女共同参画の推進 2 経営能力や技術の向上支援 3 家族的経営における働きの評価と就業環境の整備 4 起業家等に対する支援
	IV 家庭・地域における男女共同参画の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援 2 多様なニーズに対応した子育て支援 3 介護を支援する環境の整備 4 地域活動における男女共同参画の促進
	V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> V 生涯を通じた男女の健康と生活の支援 </div> <div style="flex-grow: 1;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援 2 性と生殖に関する健康支援の充実 3 自立のための生活支援 </div> </div>
	V 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関の連携による支援体制等の整備 2 ドメスティック・バイオレンス対策の推進 3 セクシュアル・ハラスメント対策の推進 4 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進
	計画の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 県の推進体制の充実と率先実行 2 男女共同参画に関する実施計画の策定および施策評価の実施 3 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集と提供 4 男女共同参画に関する相談・苦情への対応 5 市町との協働 6 県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との連携 7 男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実 8 社会参画への支援の推進

V 計画の重点事項

本県の現状および国の施策の方向等から、次の事項を、「第2次三重県男女共同参画基本計画」の重点事項とし取組を進めます。

- ◎ 国の「社会のあらゆる分野で2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度」との目標をふまえた取組に合わせ、県においても、この目標をめざし、効果的な取組を進めます。
- ◎ 就業、起業、ボランティア活動などに、いつでも、どこでも、誰でも能力発揮できるよう、特に女性の社会参画に対する支援策を推進します。
- ◎ すべての人が男女共同参画を自分の問題としてとらえられるよう、男女共同参画に関する理解の促進をはかります。特に男性への積極的なアプローチや、子どもの頃からの理解促進に努めます。
- ◎ 働き方の見直しの促進や仕事と家庭の両立支援制度の活用等により、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するとともに、企業等における男女共同参画の取組を促進します。また、これらの取組により、M字カーブ（注5）に関する問題の解消をはかります。
- ◎ 地域づくり、防災、環境保全、観光振興等の地域活動における男女共同参画を推進します。
- ◎ ひとり親世帯等、生活上の困難に直面する男女への支援を推進します。
- ◎ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組として、性別に基づく暴力等は重大な人権侵害であり、暴力等を許さないという意識の普及啓発に取り組むとともに、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 改定版」に基づき、DV（注4）の被害者保護・支援体制の充実に取り組んでいきます。

第2章 施策の方向

I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

1 現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への男女の参画が不可欠です。

国においては、2003年度（平成15年度）の「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との男女共同参画推進本部決定に従い、取組を推進していますが、指導的地位に占める女性の割合は徐々に増加しているものの、水準は依然として低く、政策・方針決定過程への女性の参画は未だ不十分な状況です。

県における審議会等委員への女性の登用率は、取組を進めてきた結果、2010年度（平成22年度）には32.4%となりましたが、その伸びは緩やかであり、今後、審議会等委員への女性の登用を一層進めていく必要があります。また、県の女性職員の管理職への登用も伸び悩んでおり、女性職員の積極的な登用、職域拡大をはかる必要があります。

市町においては、審議会等委員への女性の登用率は、全体では22.5%となっていますが、市町によって登用率に大きな差があり、政策・方針決定過程への参画促進を、市町の状況に応じて働きかけていく必要があります。

さらに、企業、労働組合、自治会、PTA等の各種機関・団体においても、方針決定の場への男女共同参画が求められます。

今後、政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるためには、女性の参画の重要性・必要性について一層の啓発を進める必要があります。さらに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）やポジティブ・アクション（注1）、女性の社会参画への支援に対する理解の普及、男女共同参画を阻害している制度や慣行の見直しの促進、企業等が男女共同参画に取り組むインセンティブ（注6）の付与などの取組が求められます。

また、理工系分野などで女性の参画が十分とは言えない状況がみられ、これら分野への女性の参画を促進する取組も求められます。

2 めざす姿

【地域・社会】

- 男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し、活動し、責任を担う社会づくりが進められています。
- 男女共同参画を阻害している制度や慣行が見直され、地域活動に男女が共に参画しています。

【働く場】

- 男女が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる職場づくりが進められ、女性の登用、職域拡大が進んでいます。

3 施策の方向等

施策の方向と施策

1) 県の審議会等委員への女性登用

県の政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるため、審議会等委員へ積極的に女性を登用します。

また、女性の人材情報の整備を進めるとともに、女性リーダーの育成を促進します。

■施策

- 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」などを活用しつつ、計画的に女性委員の登用をはかります。
- 委員構成の見直し、団体推薦などによる女性委員の登用、公募委員制の拡大等、男女が参画しやすいしくみづくりを進めます。
- 女性のエンパワーメント（注7）をはかり、リーダーの育成を促進するとともに、ネットワークづくりを支援します。
- 個人情報の保護に配慮しつつ、女性の人材情報の整備を行うとともに、その情報を提供します。

2) 県における女性職員等の登用

平等取扱の原則と能力主義をふまえつつ、女性の採用・登用、職域の拡大を進めます。

そのため、能力開発の研修を計画的に実施するとともに、管理職等に対しては、人材育成のための研修を充実します。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進め、働きやすい職場に向け環境整備を行います。

■施策

- 女性職員の登用方針を明確にするとともに、その登用状況について公表します。
- 多様な能力開発の研修を計画的に実施し、女性職員の受講に配慮するほか、幅広い職務を経験できるような配置を行うなど、女性職員の管理職への登用に向けた取組を行います。
- 管理職等に対し、性別にとらわれない人材の育成、活用を進めるための研修を実施します。
- 県の外郭団体等における女性職員の採用・登用・配置等について、積極的な取組が進むよう働きかけます。
- 仕事と育児・介護等家庭生活との両立のための環境整備を進めます。

3) 市町への働きかけ

市町における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう働きかけるとともに、人材育成、取組事例の紹介、男女共同参画推進のための基本計画策定支援など、市町の状況に応じた支援を行います。

■施策

- 市町における政策・方針決定過程への男女共同参画について理解が進むよう、市町へ積極的に働きかけます。
- 県および市町の審議会等委員への女性の登用状況、登用促進策等について、情報を提供します。

4) 事業者等への働きかけ

企業などにおける人材の確保・活用や社会的責任（注8）等の観点から、男女共同参画、女性のエンパワーメントおよび仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が必要であることについて普及啓発を行い、企業、教育・研究機関、その他各種団体等事業者の自主的な取組が進むよう働きかけるとともに、その支援を行います。

■施策

- 事業者等に対する意識啓発を行い、方針決定の場における男女共同参画の推進に関する自主的な取組が進むよう働きかけます。
- 男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業者の表彰、取組事例の紹介、男女共同参画推進のための公共調達におけるインセンティブ（注6）の付与、研修の実施など、事業者が男女共同参画に取り組む動機付けとなるような施策を実施します。

5) 地域における男女共同参画への取組支援

地域における男女共同参画を阻害している慣行の見直しを促進し、男女共同参画の考え方があらゆる地域活動に浸透するよう普及啓発を行うとともに、男女が自らの意思により、地域活動に参画する気運づくりを進め、地域における政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。

また、生涯学習等を通じて、女性のエンパワーメントを支援します。

■施策

- 男女が地域活動に参画する必要性や意義についての理解を深めるとともに、阻害要因となっている慣行の見直しが進むよう、関係機関やNPO（注2）などと連携をはかりながら、普及啓発を行います。
- 地域における方針決定の場への参画に必要な知識や技術の修得、向上を支援します。
- 地域づくり、防災、環境保全、観光振興などの活動に男女が共に参画できる機会を確保するよう努めるとともに、市町、団体等に働きかけます。

6) ポジティブ・アクションの普及と女性の社会参画への支援

あらゆる分野における政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるために、ポジティブ・アクション（注1）について、市町、企業等への啓発を進めるとともに、その取組を支援します。

また、女性のさまざまな分野への参画を支援します。

■施策

- ポジティブ・アクションについての先進事例や効果的な導入方策を調査研究し、その結果を市町、企業等へ情報提供するなど、ポジティブ・アクションの理解の促進と普及をはかります。
- さまざまな分野における女性の政策・方針決定過程への参画および従来女性が少なかった分野への参画を支援する取組を推進します。

II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

1 現状と課題

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、時代背景や地域の慣習などと結びつき、長い歳月をかけて形成されてきました。こうした意識は、徐々に変わりつつありますが、今もなお、家庭、地域、職場等の中に根強く残っています。

固定的な性別役割分担意識やそれに基づく制度、慣行等は、男女の多様な生き方の選択や能力発揮の大きな阻害要因となっています。

そのため、男女共同参画について、きめ細かく、わかりやすい、具体的な内容の広報・啓発活動を展開するとともに、生涯を通じて男女共同参画について学習する機会の充実をはかり、県民自ら考える機会を増やすことが必要です。その際、固定的な性別役割分担意識が女性にも残っていますが、男性により強く残っていることから、特に男性にも男女共同参画の意義が伝わるようにすることが必要です。

また、子どもの頃から、男女共同参画の理念を理解するよう、家庭や地域、学校における教育を充実することが必要です。

2 めざす姿

【地域・社会】

- NPO（注2）、各種団体、行政などによって県民の理解を深めるための多様な広報・啓発活動が展開され、男女共同参画意識が広く県民に浸透しています。
- 生涯を通じて男女共同参画についての教育・学習機会が充実しています。
- 男女共同参画を阻害する要因となっている社会制度、慣行が改善されています。

【家庭】

- 家族が互いに尊重しあい、家族の一員として共に責任を担って、協力しあっています。
- 子どもたちに対しては、男女共同参画意識に基づいて、家庭教育が行われています。

【働く場】

- 男女共同参画に関する意識が普及し、性別による差別的取扱を受けることなく、個性と能力を生かして働くことができるようになっています。
- 事業活動にあたって、男女共同参画への配慮が行われています。

3 施策の方向等

施策の方向と施策

- 1) 男女共同参画について県民の理解を深めるための広報・啓発の充実
男女共同参画意識の普及をはかるために、NPO（注2）、各種団体、市町

等と協働しながら、県民の身近なところで幅広い活動を展開していきます。

また、男女共同参画を阻害する要因となっている社会制度、慣行等について、自主的に点検、見直しが行われるよう、多様なメディアを通じた、わかりやすい広報・啓発を行います。

■施策

- 広報紙、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等多様なメディアを活用し、男女共同参画意識の普及をはかります。
- 男女共同参画を阻害する要因となっている社会制度、慣行等の見直しを促進します。
- 性別による固定的役割分担にとらわれない男女の多様な生き方を社会に浸透させるため、県がさまざまな広報を行う際には、男女共同参画の視点に立った表現とします。
- 団体、企業、行政などの連携・協働により、男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発を行います。
- NPO等が行う男女共同参画社会づくりのための普及啓発活動等を支援するとともに、ネットワークづくりを進めます。
- 男女共同参画の理念について、あらゆる人が共感できるよう、わかりやすい広報・啓発を進めます。
- 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進や、家庭・地域等への男性の参画を重視した広報・啓発活動を展開します。

2) 学校等における男女共同参画教育の推進

一人ひとりが男女共同参画について理解し、性別にとらわれずに個性や能力を伸ばす教育を行います。

また、主体的に多様な選択ができるよう配慮した進路指導を行います。

■施策

- 教育や保育に携わる教職員が、男女共同参画の理念を理解し、意識を高め、教育に反映できるよう体系的な研修を計画的に実施します。
- 男女共同参画意識の普及に関する効果的な指導方法について、調査・検討を行います。
- 男女共同参画の視点に立った教育を推進するための教材を充実します。
- 子どもたちが、男女の固定的なイメージや役割意識を持つことのないよう、指導や学校運営の点検・見直しを進めます。
- 総合的な学習の時間等を活用し、自己のあり方や生き方、家庭生活や社会参画について、児童、生徒が自ら考える機会を提供します。
- 男女が、家庭生活を営むために必要な知識や技術等を学習する家庭科教育を推進します。
- 学校行事、PTA活動などを活用して、保護者や地域に男女共同参画の理念をさらに広げていくよう取組を進めます。
- 男女共同参画の理念をふまえ、子どもたちが主体的に進路を選択・決定できるよう、家庭と学校の連携を密にした指導の充実に努めます。

3) 生涯を通じた学習機会の充実

県民が生涯を通じて、身近な地域で男女共同参画について学習できるよう、その機会を充実します。

また、社会的影響力の大きいリーダー的な立場にある県民が男女共同参画に関する理解を深めたり、地域で男女共同参画を進めるリーダーを育成するための研修機会を充実します。

■施策

- 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と生涯学習機関が連携をはかり、男女共同参画の視点に立ち、多様なニーズに応じた学習機会を充実します。
- 公民館等社会教育施設の講座担当者に対する研修を充実します。
- 誰もが学習活動に参加しやすいよう、託児サービス、休日・夜間開催など、参加者の立場に立った配慮を行います。
- 社会のリーダー的な立場にある県民を対象とした研修を充実します。
- 家庭における男女共同参画や家庭教育を推進するための研修や情報提供を充実します。
- 男女が社会のあらゆる分野における活動に主体的に参画することができるように、エンパワーメント（注7）の機会を拡充します。

4) 事業者等に対する広報・啓発の充実

事業活動における男女共同参画への配慮、働く場における男女共同参画の推進のために、事業者を対象とした普及啓発を実施します。

■施策

- 男女雇用機会均等法など労働関係法規の趣旨や内容についての理解を深めるとともに、働く場における固定的な性別役割分担意識やそれに基づく制度、慣行などの解消に向けた啓発を行います。
- 事業活動における男女共同参画を推進する取組についての情報提供、啓発を実施します。

5) メディアへの対応

県民の意識形成に大きな影響力を持つメディアに対し、男女共同参画意識の普及等について、理解と協力を求めています。

また、県民が情報を選択したり、理解する能力を高めるため、メディア・リテラシー（注9）に関する教育、学習機会を充実します。

■施策

- メディアに対して、男女共同参画の視点に立った表現についての理解を求めるとともに、メディアの自主的な取組を促進します。
- 男女共同参画に関する県の事業などについて、積極的に情報提供を行います。
- 新聞、テレビ、インターネット等、さまざまなメディアに対する県民の

メディア・リテラシーを高める教育、学習手法について、調査・検討を行い、メディア・リテラシーに関する教育、学習機会の提供をします。

6) 国際的な動きへの対応と活動支援

男女共同参画については、国際社会における活動との協調が重要であることから、積極的に情報を収集、提供します。

また、男女共同参画の視点から国際交流、国際協力および外国人住民との共生をめざす活動を支援します。

■施策

- 男女共同参画に関する国際的な取組などについて、情報収集し、県民へ提供するとともに、県の施策に反映するよう努めます。
- 男女共同参画の視点に配慮しながら、国籍や民族の異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていける多文化共生社会の構築を進めます。
- NPO等による国際交流、国際協力および外国人住民との共生を進める活動を支援するとともに、担い手のエンパワーメントを促進します。

Ⅲ 働く場における男女共同参画の推進

Ⅲ-Ⅰ 雇用等の分野における男女共同参画の推進

1 現状と課題

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、15歳から64歳までのいわゆる「生産年齢人口」の比率は、さらに減少していくと予測されますが、若者、女性、高齢者などの就業を促進することで、人口減少や少子高齢化の影響を緩和し、社会の活力の維持・発展を促すことができると考えられます。中でも、女性は、いわゆるM字カーブ（注5）に関する問題にみられるように、男性に比べその潜在能力が十分発揮されているとはいえず、全国的にみてもM字カーブに関する問題がより顕著である本県においては、女性の潜在能力を活用できる余地がより大きいといえます。

男女雇用機会均等法により、募集、採用、配置等雇用に係るあらゆる場面での男女の差別的取扱が禁止されていますが、実質的な格差が解消されるにはいたっていません。2009年（平成21年）に行った男女共同参画県民意識調査からも、職場における男女の地位や働きやすさについて、未だ課題があることが分かります。雇用等の分野における男女の共同参画意識の普及や、均等な機会と待遇の確保を進めるための具体的な取組を推進していくことが必要です。

また、現在、非常に厳しくなった雇用環境に加え、人びとの価値観やライフスタイルが大きく変化しており、働き方も多様になってきています。共働き世帯の増加、パートタイム労働者や派遣労働者などの非正規雇用者の増加、さらに、正規雇用と非正規雇用との格差などへの対応を進めていく必要があります。

さらに、長時間労働等を前提とした働き方を見直し仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することは、働く女性のキャリア形成に有効であるとともに、M字カーブに関する問題の解消や政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進める上で不可欠です。労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直し、育児・介護休業制度等の普及促進、短時間正社員などの柔軟な就業形態への対応などにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進め、男女が共に安心して働き続けることのできる職場環境の整備が必要です。

2 めざす姿

【地域・社会】

- 家庭や地域を大切にする意識が浸透し、職業生活と家庭生活等のバランスを保つことができる環境の整備が進められています。
- 男女共同参画の視点が社会に浸透し、企業等が主体的に男女共同参画に取り組むとともに社会的な評価を受けるようになっていきます。

【家庭】

- 一人ひとりが性別にかかわらず、家族の一員としての責任を果たしながら、家庭生活、職業生活その他の生活とのバランスがとれるような環境が

整備されています。

【働く場】

- 雇用の場において、男女の均等な機会と待遇が確保され、性別にかかわらず、能力開発、職務分担、処遇が行われています。
- 一人ひとりのライフスタイルにあわせた多様な働き方の選択ができるように、柔軟な就業形態が広がっています。
- 男女が、家庭や地域における活動を大切にしながら、働くことができるようになっています。

3 施策の方向等

施策の方向と施策

1) 雇用の場における男女共同参画意識の普及

働く場における男女共同参画を進めるため、関係機関と連携しながら、男女雇用機会均等法等の普及啓発を通じ、気運づくりを進めます。

■施策

- 働く場における固定的な役割分担、性別による不公平な慣行等を改善するため、シンポジウムやセミナーを開催するなど普及啓発を行います。
- さまざまな分野で活躍する男女を紹介するなど、男女共同参画の気運づくりを進めます。
- 労働基準法や男女雇用機会均等法等の雇用関係法令について、関係機関と連携して普及啓発を行います。

2) 男女の均等な機会と待遇の確保の推進

企業等における男女共同参画への取組を促進するため、実態を把握するとともに、男女共同参画を進めている企業等の表彰、事例の紹介など必要な支援を行います。

また、ポジティブ・アクション（注1）について、理解の促進と普及をはかるとともに、男女間の賃金等の格差の解消に向け、企業等の取組の促進をはかります。

■施策

- 企業等における男女共同参画への取組について、実態を把握するための調査を定期的実施するとともに、男女共同参画の推進状況を客観的に評価できる手法を検討します。
- 男女の雇用均等や女性の活躍支援などを積極的に推進する企業等に対する認証・表彰制度等を通じて、企業の取組を支援します。
- 全国や県内の優良な事例を紹介するなど、企業に対する普及啓発を行います。
- 企業等における男女共同参画の取組を促進するため、男女共同参画に関する企業からの相談を受けて助言を行うなどの支援を行います。
- ポジティブ・アクションについて、先進事例や効果的な導入方策を調査

研究し、企業の社会的責任（注8）の視点もふまえて情報提供するなど、理解の促進と普及をはかります。

- 企業等の男女共同参画の取組を推進するため、公共調達におけるインセンティブ（注6）の付与を行います。

3) 男女共同参画の視点に立った能力開発および能力発揮に対する支援

男女の参加機会が確保されるよう配慮しながら、有職者および就職希望者に対する職業能力の開発と向上を支援します。また、男女が働く場で能力を発揮できるよう支援します。

■施策

- 男女の参加機会が確保されるよう配慮しながら、社会情勢の変化やニーズに対応した職業能力開発に関する研修を充実するとともに、積極的に情報提供を行います。
- 事業者に対し、従業員の能力開発において、女性の参加機会が確保されるよう働きかけます。
- 就職希望者に対し、再就職準備のための能力開発の支援を行います。
- 働く女性が主体的にその能力を十分に発揮できるよう支援します。
- 支援を必要としているひとり親世帯の親や障がい者などの能力開発を支援します。

4) 雇用環境の整備や再就職への支援

関係機関と連携しながら、短時間勤務や在宅勤務などの多様な就業形態、再雇用、再就職がスムーズに行われるような雇用システムなどを調査研究し、普及のため情報提供を行います。

また、非正規雇用者等の適切な処遇・労働条件の確保のため、関係機関と連携して法制度の周知や情報提供を行います。

■施策

- 多様なライフスタイルに合った働き方を選択できるよう、短時間正社員、在宅勤務、フレックス・タイム制度（注10）等多様かつ柔軟な就業形態や、再雇用制度などの雇用システムについて調査研究を行い、関係機関と連携して情報提供を行います。
- 県において柔軟な就業形態等の導入について検討を進めます。
- 就職希望者に対し、関係機関と連携しながら、相談、情報提供、紹介などのサービスを提供します。
- 出産・育児、介護などのために離職し、再就職したい意欲のある人が、就職できるように、関係機関と連携して情報提供や相談などの支援を進めます。
- 関係機関との連携をはかりながら、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆる「パートタイム労働法」）等の周知徹底をはかります。

5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及と働き方の見直しの促進

男女が共にやりがいや充実感を感じながら働く一方で、家庭や地域における生活を大切に、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が可能となるよう、育児・介護休業制度等の活用について普及を進めるとともに、企業等に対する啓発、支援を行います。

また、労働時間の短縮などに向け働き方の見直しを促進し、これらを通じ、M字カーブ（注5）に関する問題の解消をはかります。

■施策

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が企業や経済社会の活性化ならびに個人・家庭生活の充実につながることなど仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性等について、普及啓発を行います。
- 育児・介護休業制度など、仕事と家庭の両立支援制度の普及を進めるとともに、企業等に対して、表彰制度や公共調達におけるインセンティブの付与等により、男性も女性も両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりに取り組むよう働きかけます。
- 仕事と家庭生活の両立を支援するために、次世代育成支援対策推進法（注11）に基づく一般事業主行動計画（注12）について、関係機関と連携しながら、従業員100人以下の事業所に対する計画の策定およびその取組を働きかけます。
- 関係機関と連携しながら、事業所内託児施設助成金、育児・介護費用助成金等両立を支援する制度の普及を促進します。
- 労働時間の短縮に向けて、年次有給休暇の取得促進、時間外労働の削減等働き方の見直しが進むよう、普及啓発を行います。
- 県が率先して総勤務時間の縮減に向けた取組を進めます。

Ⅲ－Ⅱ 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

1 現状と課題

農林水産業、商工業等家族的経営の事業に従事する女性は、生産や経営の主要な担い手として重要な役割を果たしています。しかし、経営における方針決定などは、男性中心に行われることが多く、事業活動、地域活動、家事などで女性が果たしている役割についても適正に評価されていないことが少なくありません。

また、事業活動と家庭生活との区分があいまいで、労働時間や休日等の就業条件や収益の分配等が不明確になりがちです。

県では、「三重県の農山漁村におけるパートナーシップ指標」(注13)に基づき、家族経営協定(注3)の締結推進、農村・漁村女性アドバイザー(注14)の認定、農業委員への女性登用促進等の取組を進めてきました。農村・漁村女性アドバイザーから県・市町の審議会等委員や農業委員を務める方ができたり、家族経営協定を締結した農家数が増えつつあるなどの状況がみられます。

商工業分野においても、起業に関するセミナーを開催したり、関係団体女性部の取組に対する支援などを行っています。

しかし、農林水産業や商工業等の自営業においては、固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、男女共同参画の進展は未だ不十分な状況です。地域や組織等に残る固定的な性別役割分担意識の変革のための普及啓発を進めるとともに、方針決定の場への女性の参画促進や女性の経営能力・技術向上に対する支援に取り組む必要があります。また、家族従業者の実態把握に努め就業環境の整備をはかるとともに、起業の促進をはかっていく必要があります。

2 めざす姿

【地域・社会】

- 固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣行が見直され、農業委員会をはじめ地域における方針決定の場で男女共同参画が進んでいます。

【家庭】【働く場】

- 男女が性別にかかわらず、自らの生き方を自主的に設計し、その貢献に見合う評価を受け、パートナーとして共に経営およびこれに関連する活動に参画しています。

3 施策の方向等

施策の方向と施策

1) 方針決定の場への男女共同参画の推進

男女共同参画意識の普及啓発を進め、参画を妨げる固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣行の是正を促進します。

また、女性リーダーの育成や能力向上の機会を充実するとともに、女性が果たしている役割を適正に評価して、経営や地域の方針決定の場への女性の

参画の促進に向けた普及啓発を行います。

■施策

- 地域社会において男女共同参画が実現できるように、地域の慣行の見直し、意識の醸成を促進するような普及啓発を実施します。
- 「農山漁村女性の日」(注 15) の活動等を通じて、農山漁村の女性の地位向上に向けた啓発を行います。
- 農山漁村におけるパートナーシップ指標 (注 13) に定められた家族経営協定 (注 3) 締結農家数や農業委員への女性登用等の目標達成に向けて取組を進めます。また、農村・漁村女性アドバイザー (注 14) の育成・支援を進めます。
- 市町、関係団体に対して、女性の参画目標の策定を推奨するなど、方針決定の場への女性の登用が進むよう働きかけや支援を行います。
- 女性が方針決定の場へ参画する意識を高めるとともに、経営能力の向上をはかるための研修を行います。
- 女性リーダーを育成するとともに、交流、連携、ネットワークづくり等の支援や相談体制の充実をはかります。

2) 経営能力や技術の向上支援

男女共同参画を進めるため、農林水産業や商工業に従事する担い手の能力の向上をはかります。

■施策

- 女性の参画機会の確保に配慮しながら、生産や経営に関する知識や技術についての研修を計画的に実施します。
- 市町や関係団体に対し、技術・経営管理能力の向上等の機会への女性の参画を促進するよう働きかけます。
- 団体等が実施する女性の技術・経営管理能力の向上等をはかる取組を支援します。

3) 家族的経営における働きの評価と就業環境の整備

男女がその働きに応じて適正な評価を受け、互いに協力して経営等に参画できるような環境を整備します。

また、男女が事業活動と家庭生活の両面において過重な負担を負うことなく、無理なく多様な社会活動ができるように、環境整備をはかります。

■施策

- 各構成員の役割分担や収益の分配方法、労働時間や休日等を明確にし、一人ひとりがその働きに応じて適正な評価を受け、互いに協力して経営に参画できるよう、家族経営協定の普及等必要な支援を行います。
- 農林水産業、商工業等に携わる人々へ仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) が普及するよう啓発を行います。
- 酪農ヘルパー (注 16) 制度などの労働力補完システムの利用促進をはかります。

- 農林水産業、商工業等の自営業における家族従業者の実態の把握に努めます。

4) 起業家等に対する支援

男女の起業等を支援するため、各種支援制度について情報提供を行うとともに、必要な知識や技術の指導・助言などを行います。

■施策

- 起業家に対する各種支援制度を充実するとともに、情報提供を行います。
- 団体等が実施する起業家に対する研修や支援について、女性の参画への配慮を働きかけます。
- 起業をめざす人びとに対して、情報提供、研修機会を充実します。
- 農林水産業に就こうとする人びとに対し、情報提供や職業体験の機会の提供を行うなど支援に努めます。

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

1 現状と課題

家庭・地域は、社会を構成する基礎であり、生活の基本的な場です。

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが自らの意思でその生き方を選択できるようにするとともに、家族が相互に協力し、家庭・地域の一員としての責任を果たしながら、家庭生活とその他の活動とのバランスのとれた生活ができるようにすることが重要です。

しかしながら、家事・子育て・介護等の多くは、依然として職業の有無にかかわらず、女性が担っている現状があります。また、自治会など地域における男女共同参画も、未だ進んでいない状況がみられます。

一方、少子高齢化が急速に進み、本県では人口の減少傾向が顕著になってきています。さらに、核家族や共働き世帯の増加、地域の間関係の希薄化などもあって、家庭・地域における子育て、介護、教育等の機能低下や家族の孤立化など、さまざまな問題が生じています。

子育てや介護について、家族の多様化、ライフスタイルの変化等に伴う多様なニーズに的確に対応するとともに、地域や社会全体で支援していくという気運としくみづくりが必要です。

また、地域づくり活動や防災活動など、地域の課題を解決するためのさまざまな活動が、男女共同参画のもと、多様な主体の協働により進められることが重要です。

2 めざす姿

【地域・社会】

- 男女が共に積極的に地域活動に参画し、子育て、介護、教育等について互いに支え合う地域づくりが進められています。また、地域づくりや防災、環境保全、観光振興等の地域活動にも、男女が共に参画するとともに、多様な主体の協働により、活動が進められています。

【家庭】

- 一人ひとりが性別にかかわらず、家族の一員としての責任を果たしながら、家庭生活とその他の活動とのバランスのとれた生活を営んでいます。
- 男女が、必要に応じて社会的支援を受けながら、協力して子育てや介護の責任を果たせる環境が整っています。

【働く場】

- 男女が共に家庭や地域生活を大切にするという意識が社会全体に浸透し、多様な働き方が選択できる職場環境が整っています。

3 施策の方向等

施策の方向と施策

1) 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援

家族を構成する男女が、家庭・地域の一員としての責任を果たしながら、それぞれの選択により、家庭、地域、職場などにおいてバランスのとれた生活をおくることができるよう支援します。

■施策

- 労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しに合わせて、家庭や地域における生活の大切さについて、社会的気運を高めるため普及啓発を行います。
- 子育て、介護、家事等の家庭における活動について、男女が家族の一員として相互に協力しながら責任を果たす意識および社会全体でそれらを支援する意識を高めるため、普及啓発を行います。その際、男性の理解が促進されるよう工夫します。
また、学校教育、生涯学習を通じた普及啓発の取組を進めます。
- 育児・介護休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度を活用するよう普及啓発を進めます。
- 育児や介護等に関する各種サービスについての相談、情報提供を充実します。

2) 多様なニーズに対応した子育て支援

子育てに関する相談・支援体制を整備するとともに、ニーズに対応した多様な保育サービスの充実を支援します。

また、地域に密着した多目的に利用できる子育て支援施設の整備を促進します。

■施策

- 地域子育て支援拠点施設（注 17）の育児に関する相談指導、情報提供、子育てサークルの育成活動を支援します。
- 電話による家庭教育・子育て・いじめ・子ども自身の悩み等についての相談体制を充実します。
- 家庭や地域の多様なニーズに対応できるよう、低年齢児保育、延長保育、一時保育（一時預り事業）、休日保育、病児・病後児保育等、多様な保育サービスの充実を支援します。
- 市町の放課後子どもプラン（注 18）による放課後対策事業（放課後子ども教室（注 19）や放課後児童クラブ（注 20）などの取組）の推進のため、市町、関係者に対し支援を行います。
- 地域における子育ての相互援助活動として行われるファミリー・サポート・センター（注 21）の充実を支援します。
- 地域における子ども・若者の豊かな成長を支援する活動を推進します。

3) 介護を支援する環境の整備

介護保険制度の普及啓発と円滑な運営が行われるよう支援するとともに、介護に関するサービスの情報提供や相談・支援体制の整備を促進します。

■施策

- 介護保険制度、介護サービス、介護事業者のサービス内容、各種施設等の情報を積極的に提供します。
- 介護サービスについての県民からの苦情・相談に的確に対応するとともに、市町が介護保険制度を円滑に運営できるように支援します。
- 介護を必要とする高齢者が、住み慣れた家庭・地域で生活できるよう在宅サービスの充実を支援します。また、施設サービスを必要とする高齢者のニーズに対応するため、特別養護老人ホーム（注 22）、介護老人保健施設（注 23）等の整備を支援します。
- 一人ひとりの尊厳に配慮した介護が行われるなど、介護サービスの質の向上をはかります。そのため、専門職員の人材確保と研修の充実を支援します。
- 市町に設置されている地域包括支援センター（注 24）を中心に、介護予防の推進、高齢者やその家族への相談体制の整備などの取組が、地域全体で行えるよう支援します。
- 総合的な認知症対策を推進します。

4) 地域活動における男女共同参画の促進

地域づくり、防災、環境保全、観光振興等の地域活動において、男女共同参画が促進されるよう努めます。

また、NPO（注 2）、ボランティア等の活動を支援します。

■施策

- 地域において住民や市町等と協働し、男女共同参画が促進されるよう普及啓発を行います。
- 多様な主体が協働するとともに男女共同参画の視点をもって地域づくりが推進されるよう努めます。
- 防災や観光振興等の活動において、男女共同参画の視点もふまえてニーズ把握や方針決定が行われるなど、男女共同参画が促進されるよう努めます。
- 男女が、多様な活動に参加しやすいよう、託児サービスの提供、ベビーチェアの設置などソフト・ハード両面での環境整備を促進します。
- NPO、ボランティア活動を一層活発化させるための情報提供、相談、地域のネットワークづくりへの支援、人材育成のための研修等を行います。

V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

V-I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

1 現状と課題

生涯にわたって健康で過ごすことができること、また、病気になったり、介護が必要になったときでも安心して必要な支援を受けられることは、男女が個性と能力を生かしていきいき暮らしていくために大切なことです。そのためには、一人ひとりが主体的に健康の管理、保持、増進に取り組みながら、健康づくりのための必要なサービスや情報提供、支援が受けられる環境整備を進めるとともに、性差に応じた的確な医療（注 25）を受けられることができるよう情報提供などを行っていく必要があります。

また、女性は、妊娠や出産など男性とは異なる機能を有することから、男女が互いの身体的特性を十分理解し、認識を深めていくことが必要です。

特に、現在は性に関する情報が氾濫し、興味本位の性に関する情報に接する機会が多くなっており、若年者層の望まない妊娠や性感染症が依然としてみられます。男女が性に関する正しい知識と理解を深めるため、家庭・地域の理解を得ながら学校などでの成長段階に応じた教育を進めることが必要です。

一方、高齢社会を迎え、高齢者の増加、特に高齢者だけの世帯や高齢単身者が増加しています。誰もが安心して高齢期を迎えることができるよう、健康管理、家事などの生活能力を身につけるとともに、経済的にも自立できるような支援が必要です。また、介護保険制度の着実な運営、バリアフリー（注 26）などの環境整備が求められます。

さらに、貧困の広がりに加え、教育や就労の機会が得られない、地域社会で孤立するなどのさまざまな生活上の困難がみられる状況にあります。ひとり親世帯、単身世帯、障がい者、外国人住民など実態に応じた柔軟で的確な生活支援が求められます。

2 めざす姿

【地域・社会】

- 生涯にわたって健康で過ごすための支援、本人や家族が病気になったり介護が必要になったときの支援、生活上の困難に直面する人への支援およびその他の生活支援が充実しています。

【家庭】

- 一人ひとりが主体的に健康の管理、保持、増進に取り組むとともに、必要な支援を受けながら、家族が互いに助け合って生活しています。

【働く場】

- 働く人の健康の保持、増進に配慮がなされています。

3 施策の方向等

施策の方向と施策

1) 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援

県民一人ひとりの健康管理・保持・増進に関する情報提供、支援を行います。

■施策

- 県民一人ひとりの健康づくりを支援するため、三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、市町や関係団体、NPO（注2）等との協働により、普及啓発、環境の整備などを推進します。
- 就業者およびその家族の健康管理が促進されるよう取組を進めます。
- 幼少期から老年期にいたるまで、人生の各段階に応じた心の健康づくりに関する取組を行います。また、自殺対策についても、進めます。
- 県民の多様化したスポーツニーズに応え、誰もが、いつでも、どこでも、主体的にスポーツに親しめる機会と場所を提供し、健康づくりを進めます。
- 性差に応じた的確な医療（注25）を受けられることができるよう、情報提供や環境づくりを進めます。
- 乳がん、子宮がん等の検診の受診促進、ワクチン接種による子宮頸がん予防対策の啓発等、女性の健康づくりを進めます。

2) 性と生殖に関する健康支援の充実

性に関する正しい知識の教育、普及啓発を行うとともに、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう健康支援を充実します。

■施策

- 家庭・地域の理解を得ながら、児童生徒の発達段階に応じて、性に関する正しい知識と理解を深めるための教育を実施します。
そのため、指導内容、方法等について教員に対する研修を充実します。
- 避妊、性感染症に対する知識の普及など、性に関する正しい情報の普及啓発を進めるとともに、家庭・地域において性に関する健康の重要性について学習することができる機会の充実をはかります。
- 安全安心な妊娠・出産を確保するため、母子保健サービスの充実を支援するとともに、周産期医療（注27）体制の充実をはかります。
- 不妊による悩みを抱える男女に対して、相談をはじめとした支援を充実するとともに、医療機関や治療法を選択することができるよう情報を提供します。
- 地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、産婦人科医師や小児科医師の確保など体制整備を促進します。また、産婦人科医師との連携を進めるなどして助産師の活用促進をはかります。

3) 自立のための生活支援

高齢者、母子・父子などのひとり親世帯、障がい者、外国人住民など、生活上の困難に直面する男女に対する支援を充実します。

また、高齢者、障がい者等が安全で快適に暮らすことができるよう生活環境の整備を推進します。

■施策

- 高齢者、障がい者、外国人住民等に対する就業支援を行います。
- 高齢者、障がい者、外国人住民等に対し、生活支援のための相談事業を実施するとともに、市町やNPO等と連携しながら、それぞれに対する支援の充実に努めます。
- 「ひとり親家庭等自立促進計画」に基づいて、母子・父子家庭に対し、就業支援や子育て支援、経済的支援などを実施します。また、これらの支援策の周知とともに、相談機能の充実をはかり、ひとり親家庭等に対する総合的な生活支援を推進し、ひとり親家庭等の自立を支援します。
- 高齢者の安否確認のための市町や住民等の取組を支援、促進します。
- ニート、引きこもり等困難な状況に置かれた若者の自立に向けた取組を推進します。
- 高齢者等が悪質商法の被害を受けないよう消費生活に関する研修会の実施や情報提供などの被害防止対策を推進します。
- 県内の官公庁施設や商業施設など、不特定多数の人が利用する公共的施設において、段差の解消や階段の手すり設置等のバリアフリー化を促進するとともに、ユニバーサルデザイン（注 28）の視点に立ったまちづくりを進めます。

V-Ⅱ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

1 現状と課題

暴力はその対象の性別や被害者、加害者の間柄を問わず、重大な人権侵害であることは言うまでもありませんが、DV（注4）やセクシュアル・ハラスメント（注29）等の被害者の多くは女性であるという現状があり、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差などの男女が置かれた状況に根ざしている場合が多く見られます。

配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）や男女共同参画センターなどの相談機関における配偶者等からの暴力に関する相談内容は、複雑かつ深刻化しています。2009年（平成21年）に行った男女共同参画県民意識調査によると、「命の危険を感じるぐらいの暴行を受けた」と答えた人は3.4%（女性4.8%、男性1.7%）ありました。また、2008年（平成20年）に行われた内閣府の「男女間における暴力に関する調査」によると、10歳代から20歳代の頃に交際相手のいた（いる）女性の13.6%、男性の4.3%が、交際相手から身体的暴行等を受けたことがあったと回答しており、若年者層における被害の状況が明らかになっています。

こうした状況に対応するため、2007年（平成19年）7月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（いわゆるDV防止法）の改正をふまえ改定した「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 改定版」に沿って、引き続き総合的な対策を進めていく必要があります。今後、相談支援体制の周知や充実、被害者の自立等への支援を行うとともに、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向け、普及啓発をさらに充実することが求められます。また、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若年者層に対するDVの予防啓発の拡充、教育・学習の充実も求められます。さらに、インターネットや携帯電話の普及により、これらを介した被害も発生しており、効果的な対応が求められます。

また、雇用の分野に限らず、地域や日常生活の場におけるセクシュアル・ハラスメントについて、排除および防止に取り組むとともに、性犯罪、売買春、ストーカー、人身取引（注30）等の防止についても、さらに取組を進める必要があります。

2 めざす姿

【地域・社会】

- DV（注4）をはじめとするあらゆる暴力を許さないという意識が浸透しています。また、防止、相談、保護、支援体制が整備されています。

【家庭】

- 家庭の一人ひとりが、互いにその人格を尊重しあって生活しています。

【働く場】

- セクシュアル・ハラスメント（注29）は人権侵害であるという意識が定

着し、防止、相談、支援体制が整備されています。

3 施策の方向等

施策の方向と施策

1) 関係機関の連携による支援体制等の整備

DV（注4）をはじめとするあらゆる暴力を許さない意識の浸透をはかるため、性別に基づく暴力や性的いやがらせ等についての実態を把握し、意識啓発を行い相談支援制度・体制の周知をはかり、被害の潜在化を防ぐとともに、相談支援体制を充実し、関係機関の連携強化等により、切れ目のない被害者支援を進めます。

■施策

- 性別に基づく暴力や性的いやがらせ等についての実態を把握するため、調査を実施します。
- 男女共同参画、人権尊重についての意識の普及と教育の推進をはかるとともに、あらゆる暴力を許さない社会意識を醸成するため、周知・啓発を行います。
- 各種広報手段を活用し、相談窓口や支援制度の広報を行い、被害者等に対する情報提供を充実します。
- 関係機関相互の連携組織を通じて、発見、通報のための環境づくり、相談、援助体制の強化をはかります。
- 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター（注31）と連携し、被害者やその家族に対する支援、援助を実施します。
- 相談機関および関係機関の職員に対して専門性を高めるための研修や二次被害を防止するための研修を実施します。
- 被害者の意思をふまえ、加害者の検挙、指導・警告等の措置を行います。
- 加害者更生プログラムについて、再発防止のため、国等における調査研究状況の把握に努め、有効性も勘案し、施策への反映を検討します。

2) ドメスティック・バイオレンス対策の推進

DV防止法、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 改定版」に基づいて、保健・福祉・医療・警察等関係機関の連携をはかり、市町をはじめとした各地域におけるDV対策の促進に向け支援を行いながら、総合的な取組を進めます。

また、一時保護委託等の被害者の保護体制、その後の心理的支援をはじめとする自立支援のための体制づくりを進めます。

■施策

- 配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）において、相談や心理的支援、被害者およびその家族の一時保護、情報提供、通訳体制などの機能を充実させるとともに、総合的な調整機能を強化します。
- 配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）、警察、医療機関、市町等関係機関相互の通報連絡体制を強化し、被害者の安全確保をはかりながら、

必要に応じて一時保護、施設入所等の支援、加害者対応を行います。

- 配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）、福祉事務所、児童相談センターなど関係機関相互の連携を強化し、DVと児童虐待の関連性をふまえた総合的な対応を実施するとともに、被害者等の自立支援を行います。
- 市町における取組が促進され、DVの未然防止や被害者保護、自立等の支援に、多様な主体が取り組み、連携をはかりながら、地域におけるDV対策が充実されるよう支援します。
- 相談機関の相互の調整をはかりながら、研修、情報交換等を行い、各相談窓口の機能強化につなげます。
- 被害者の保護・支援等を行うNPO（注2）等の民間団体と十分な連携をはかり、多様な被害者支援の枠組みを構築するシステムづくりを行います。
- 関係機関と連携しつつ、若年者層における「デートDV」の相談体制の整備を進めるとともに、その防止および将来的なDVの未然防止に向けて、若年者層を対象としたDVを予防するための啓発等を進めます。

3) セクシュアル・ハラスメント対策の推進

雇用の場をはじめ、社会のあらゆる場面におけるセクシュアル・ハラスメント（注29）の排除、防止等の対策を促進します。

■施策

- セクシュアル・ハラスメントが人権侵害であるという観点から、その防止について普及啓発を行います。
- 事業者等に対して、男女雇用機会均等法の趣旨に基づく実効性のある対応を講じるよう、関係機関との連携をはかりながら、相談、啓発を行います。
- 行政機関や学校等教育機関において、セクシュアル・ハラスメントのない職場環境、教育環境づくりを進めます。
- 地域等、雇用の場以外でのセクシュアル・ハラスメントについての相談および支援体制を充実します。

4) 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進

男女共同参画を推進する観点から、性の商品化、暴力志向を助長するような環境の改善に取り組みます。

また、性犯罪、売買春、ストーカー、人身取引（注30）等に対する取組を推進します。

■施策

- 行政、学校、家庭、地域や関係団体が連携を強化し、有害な環境から青少年を守るための取組を、地域社会全体で一層推進します。
- 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター（注31）をはじめとした関係機関との連携をはかり、社会全体での被害者支援について意識啓発をはかりながら、防止対策の普及を進めるとともに、被害者の相談支援体制

の整備を進めます。

- 「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」に基づき、犯罪の防止に配慮した環境の整備を進めます。
- 児童買春、児童ポルノ事犯等の被害防止および取締りを徹底するとともに、被害児童の保護や支援を行います。
- 売買春防止についての普及啓発活動を推進するとともに、相談等の支援を行います。また、必要に応じ保護を行うとともに、指導や就職の援助などを行うことにより、更生、自立を支援します。
- 性犯罪、売買春、ストーカー、人身取引等についての取締りを徹底するとともに、被害者の立場に十分配慮しつつ、相談・保護に努めます。

第3章 計画の推進

施策の方向と施策

1) 県の推進体制の充実と率先実行

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、体制を充実するとともに、県のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるよう職員の理解を深めます。

さらに、県が率先して、男女共同参画社会にふさわしい職場づくりを進めます。

- 知事を議長とする庁内推進組織の三重県男女共同参画推進会議を活用し、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進します。
- 各部局において男女共同参画を重要な課題としてとらえ、男女共同参画に関する施策の進行管理等を行います。
- 県職員が男女共同参画について理解を深めるとともに、男女共同参画の視点に立って各種施策の策定・実施にあたるため、体系的な研修を充実します。
- 女性職員の登用、職域拡大等を進めます。
- 次世代育成支援対策推進法（注 11）に基づく特定事業主行動計画（注 32）の取組の推進をはかり、育児・介護休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度を活用しやすい環境整備を進めるとともに、多様な勤務形態等の導入について検討を進めます。
- セクシュアル・ハラスメント（注 29）等について、外部委託した相談窓口などの周知に努めるとともに、防止のための研修を実施します。

2) 男女共同参画に関する実施計画の策定および施策評価の実施

第2次男女共同参画基本計画の着実な推進をはかるため、実施計画を策定します。

男女共同参画に関する施策を着実に推進するため、施策の実施状況について、三重県男女共同参画審議会による評価を行うとともに、進捗状況について、年次報告書を作成し公表します。

- 施策の目標と事業の推進方向を明らかにするとともに、その計画的な推進をはかるため、期間を定めて実施計画を策定します。
- 男女共同参画に関する施策の実施状況や効果について、三重県男女共同参画審議会による外部的視点からの評価を行います。
- 評価の結果を県民に公表するとともに、今後の施策に反映させます。
- 男女共同参画に関する施策の進捗状況を明らかにするため、三重県男女共同参画年次報告を作成し、公表します。

3) 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集と提供

男女共同参画に関する調査を定期的実施するとともに、統計資料を収集し、県民等に情報提供します。

- 男女共同参画に関する県民の意識や生活について、定期的調査し、調

査結果を公表します。

- 国、都道府県、市町、企業、団体等の情報を収集、整理し、県民等に提供します。

4) 男女共同参画に関する相談・苦情への対応

男女共同参画に関する相談や苦情について適切な対応を行います。

- 男女共同参画に関する県の施策について、相談・苦情窓口を明確にし、適切な対応を行います。
- 県民からの男女共同参画に関するさまざまな相談に応じる体制や機能について、充実するとともに相談員の資質向上をはかります。

5) 市町との協働

県内各地で男女共同参画に関する取組が進むよう、市町と協働するとともに、情報提供、研修機会の提供などの支援を行います。

- 県と市町との連携を強化し、男女共同参画の推進に協働して取り組みます。
- 男女共同参画に関する施策の充実および推進体制の整備について、市町に働きかけます。
- 市町の主体性に配慮しつつ、男女共同参画施策の推進、条例や計画策定等に対する支援を行います。

6) 県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との連携

県内各地で男女共同参画への取組が行われるよう、県民やNPO（注2）、各種団体、事業者、教育・研究機関等の活動を支援するとともに、連携・協働を進めます。

- 県民やNPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等の活動と相互の連携を支援します。
- 県民やNPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との連携を強化し、協働で事業を実施します。

7) 男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実

男女共同参画を進める拠点として、情報発信、研修学習、相談、調査研究、参画交流等、男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能を充実します。

- 男女共同参画センターの役割、事業について検討を行い、県内全域を対象としたセンター機能を充実します。
- 情報コーナーを充実するとともに、ホームページ、広報誌等多様なメディアを利用した情報提供を進めます。
- 県民ニーズの把握に努め、幅広い参加が得られるよう、多様な研修・講座を実施します。
- NPO、各種団体、グループ等の活動を支援するとともに、交流機会や

場の提供などネットワークづくりを支援します。

- 男女共同参画に関する調査研究を充実するとともに、NPO、各種団体等が行う調査研究活動を支援します。
- 相談事業の充実と各種相談機関との連携強化を進めます。
- NPO、各種団体、企業、グループとの協働を進めるとともに、国、市町、関係機関との連携を強化します。

8) 社会参画への支援の推進

あらゆる分野における男女の社会参画について、啓発を進めるとともに支援します。

- 社会参画への支援を総合的に推進するため、支援に関する総合的なサイトによる情報提供、関係機関との連携によるサービス提供等を行います。
- 商工関係団体、市町、国の機関等と連携し、社会参画についての啓発および支援を進めます。
- 県民と連携・協働し、地域での女性の社会参画への支援を進めます。

(参考) 用語の説明

(注1) ポジティブ・アクション

積極的改善措置。基本法第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されている。

(注2) NPO

Non-Profit Organization の略。民間非営利組織などと訳され、非営利で、自主的、自発的に公共的な活動を行う民間の組織、団体のこと。福祉、環境、まちづくり、男女共同参画などさまざまな分野で活動を行っている。なお、1998年(平成10年)、こうした組織に法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法(いわゆるNPO法)が成立している。

(注3) 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐をもって経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、農業経営の方針や役割分担、収益の分配方法、労働時間・休日などの就業条件、生活運営等について、家族間の話し合いにより取り決めて、明文化したもの。

(注4) ドメスティック・バイオレンス

一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にあるまたは、あった者からの暴力をいう。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では「配偶者からの身体に対する暴力またはこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす言動(精神的暴力、性的暴力を含む。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、またはその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むもの」としており、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする」と定義されている。

(注5) M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になる。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにある。なお、国際的にみると、台形型に近くなっている国が多い。

(注6) インセンティブ

やる気を起こさせるような刺激や動機(になるもの)のこと。

(注7) エンパワーメント

力をつけること。政策・方針決定の場に参画できる能力などを身に付けること。また、それによって個人が力を持った存在になること。

(注8) 企業の社会的責任

CSR (Corporate Social Responsibility の略)。企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。

(注9) メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力。

(注10) フレックス・タイム制度

労使間の協定により労働者が一週、一月などを単位にして一定の時間帯の中で勤務の開始と終了を自由に選択できる制度。

(注11) 次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備をはかるために2003年(平成15年)7月に制定された法律。2015年(平成27年)3月末までの時限立法。国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を推進するための措置を講じる法律。

(注12) 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主が従業員の仕事と家庭の両立に関して講じる措置の内容を記載した計画。従業員300人を超える事業所に計画策定が義務づけられていたが、2011年(平成23年)4月から、従業員100人を超える事業所に計画の策定の義務が広がった。100人以下の事業所は努力義務。

(注13) 三重県の農山漁村におけるパートナーシップ指標

県が農山漁村において男女共同参画を推進するための環境づくりの一環として目標を数値化して定めたもの。女性農業委員、家族経営協定締結農家等について目標を設定。

(注14) 農村・漁村女性アドバイザー

農業経営および農村生活の向上に意欲的に取り組んでいる女性を「三重県農村女性アドバイザー」として知事が認定している。農業者に対する指導助言、活力ある農村社会づくりのための地域活動の実践、農村の活性化について行政等への提言などの役割を担って、地域のリーダーとして活動している。なお、漁村においては、「三重県漁

村女性アドバイザー」が同様の役割を担っている。

(注 15) 農山漁村女性の日

3月10日。農林水産業や農山漁村の発展に向け、女性の果たす役割を正しく認識し、適正な評価の気運を高め、女性の能力が一層生かされることを目的に1988年（昭和63年）、農林水産省により設定された。3月10日には、農山漁村女性の知恵・技・経験の三（3）つの能力をトータル（10）に発揮してほしいという願いが込められている。

(注 16) 酪農ヘルパー

酪農家が休みをとる際に、酪農家に代わって搾乳や飼料給与などの作業を行う仕事に従事する人。

(注 17) 地域子育て支援拠点施設

市町村の指定により、地域におけるすべての子育て家庭を対象に、育児相談を含む総合的な子育て支援を行う保育所等。

(注 18) 放課後子どもプラン

地域社会の中で、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、市町村が小学校区において、放課後子ども教室や放課後児童クラブなどの取組を一体的あるいは連携して実施するため策定する総合的な放課後対策事業の事業計画と、同計画に基づく事業の総称。

(注 19) 放課後子ども教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動を行う事業。

(注 20) 放課後児童クラブ

保護者が仕事等により放課後の保育が十分保障されない主に小学校低学年児童等に対し、家庭にかわり適切な遊びや生活の場を与える施設・事業。「学童保育」とも呼ばれている。

(注 21) ファミリー・サポート・センター

仕事と育児の両立と地域の子育てを支援するため、育児サービスを受けたい「依頼会員」と育児サービスを提供できる「援助会員」の双方を募り、有償で助け合うシステム。保育所への子どもの送迎、保育所の開始前や終了後に子どもを預かってもらえるなどのサービスが受けられる。

(注 22) 特別養護老人ホーム

入所者に対し、介護等の日常の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的とする施設。

(注 23) 介護老人保健施設

入所者に対し、看護・医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。

(注 24) 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域でできる限り暮らし続けることができるように、個々の心身の状況やその置かれている環境に応じて、介護だけではなく、保健・医療をはじめとする多様なサービスを組み合わせて、高齢者の生活を支援する地域の中核機関。

(注 25) 性差に応じた的確な医療

性差医療。発症、経緯、予防、治療において、男女に差が認められる疾患や社会的な男女の地位と健康との関係の研究を進め、その結果を疾病の診断、治療法、予防に反映することを目的とした医療のこと。

(注 26) バリアフリー

高齢者、障がい者等が社会生活を営む上でのすべての物理的、社会的、制度的、心理的障壁（バリア）をなくすこと。

(注 27) 周産期医療

周産期とは妊娠 22 週から出生後 7 日未満のことをいい、周産期医療とは周産期に関する医療のこと。

(注 28) ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、できるだけ多くの人利用可能であるように、あらかじめ、施設、製品、制度、サービス等をデザインすること。

(注 29) セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ。相手の意に反した性的な発言や行動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、性的な冗談やからかいなど、さまざまなものが含まれる。男女雇用機会均等法では、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために事業主の雇用管理上の配慮義務が課せられている。(2007 年(平成 19 年) 4 月 1 日施行の改正男女雇用機会均等法では、男性に対するセクシュアル・ハラスメントも含めた対策を講じることが義務化)

(注 30) 人身取引

「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」第 3 条による定義は、「搾取の目

的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。」となっている。

(注 31) 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター

犯罪の被害者やその家族・遺族に対して、精神的なケアを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚をはかり、被害者の社会復帰や精神的被害の軽減を目的に設立された公益社団法人。各種相談の受付や関係機関・団体との連携による支援活動、被害者支援に関する広報活動等を行っている。

(注 32) 特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、国及び地方公共団体の機関が、職員の仕事と家庭の両立等に関し、講じる措置の内容を記載した計画。